

第6回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日 時 平成23年3月24日(木)
午後2時から

場 所 上牧町役場 3階 委員会室

次 第

1 開会

2 他団体の条例研究について【他団体の条例を読む】

『生駒市自治基本条例(平成21年6月制定)』による構造・条項等の研究

3 その他

4 閉会

上牧町まちづくり基本条例策定委員会(第6回)議事録

開催日時 平成23年3月24日(木) 午後2時00分～午後4時20分
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室
出席者 委員 17名
欠席者 委員 4名
傍聴者 3名
事務局 企画建設部 松田部長、同部まちづくり推進課 池内課長、勇川主幹、
松井係長、野村主事

開 会

委員長あいさつ

議 長 議事に先立ち、3月11日に起きた東北関東大震災によりお亡くなりになられた方々への哀悼の意を表すため、委員一同で黙祷を捧げたいと思うので、ご協力願いたい。

— 黙 祷 —

今回は次第に基づき、他団体の条例研究として生駒市の自治基本条例により条例の構造、条項等の研究を行うこととしている。その後、次第にはないが、委員から文書により事務局に提出のあった「議題の提案及び提言についての要請」について、委員各位への報告並びに協議をすることとしているので、よろしく願いたい。また、各委員による確認を経た議事録と修正箇所の一覧が机上に配付されているので、確認してもらいたい。

藤村委員 議事録の記載のなかで、7ページ「PDCのサイクル」の記載であるが、とても大事なことであるので、確認しておきたい。私が事前に送付された議事録を確認した際、「PDCのサイクル」について、発言した委員からの修正の指示はなかったようなので、「A(アクション)」を加えた「PDCAのサイクル」が一般的であるので、改めて修正されることが適当であると考えがいかが。

小林委員 修正することについての異存はないので、「A(アクション)」を追記願いたい。

議 長 前回の議事に伴う報告事項である「議事録の郵送での請求に関する料金並びに公民館に議事録を置くことに関しての自治会長への依頼の方法」につ

いて、正副委員長と事務局により話し合った結果を報告させてもらう。

【議事録の郵送請求の料金等】

○議事録のコピー代、郵送料については、請求者の負担とする。

- ・コピー代は、1枚(両面)あたり20円とし、議事録を送付する際に同封する「納付書」により支払ってもらう予定としている。
- ・郵送料は、議事録のページ数によって変動するが、A4(両面)・10枚として、一律140円とし、請求時に切手で同封してもらう。
- ・送付用封筒は、町の封筒を用いることとし、請求時の添付は要しない。

【公民館に議事録を置くことに関する自治会長への依頼方法】

○4月に例年開催される「自治連合会」の会議が、平成23年度においては、選挙の関係で5月開催となる予定であるので、事務局からその際に依頼したい。

○議事録の公民館への設置を自治会内の世帯に回覧で周知することについても、その際に併せて依頼することとしたい。ただし、当該回覧の時期等については、画一的な指定は行わず、各自治会の任意の判断に委ねることとしたい。

三浦委員 今、説明のあった内容については、自治連合会の会議で事務局が説明を行うことになると思うが、そのなかで23人の全ての自治会長からの了承が得られなかった場合はどうするのか？全員一致で議事録の設置を了承してもらえればよいが、承認できないという自治会長があった場合は、地域ごとにばらつきがでてしまうことになる。

議 長 前回の委員会において、議事録の公民館への設置については、全ての自治会長に依頼はするが、その扱いについては各自治会長の判断に委ねることが決定されたものであると理解している。

小田委員 委員長から報告のあった議事録の郵送請求について、今回配られている4月号広報のゲラにそのことの記事が盛り込まれていないが、いつになれば、そのことを広報されるのか、はっきりさせてもらいたい。

事務局 配ったゲラは今月末に発行する4月号であり、来月号の広報には掲載したいと考えている。

遠山委員 それでは、他団体の条例研究ということで、生駒市の自治基本条例につい

ての話をさせてもらいたいと思う。事前に各委員に配付させていただいた資料のなかで、主に生駒市自治基本条例のパンフレットと条例の冊子(解説付き)について説明をさせてもらうことにしたい。私自身、実際に生駒市の自治基本条例の策定に携わった訳でないので、概略の説明はさせてもらうが、詳しい内容に関しての質問には応じることはできないので、予め承知してもらいたい。

ーパンフレット及び解説付きの条例により順次説明ー

自治基本条例とは、まちづくりの主体である市民・議会・行政の三者が一緒になって、よりよい生駒市まちづくりを進めていくための基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりの基本ルールを定めたものである。自治基本条例には、委員から提供された資料〈自治基本条例のタイプ別比較〉のとおり、「理念型」「総合規定型」「住民参加特化型」「行政指針型」の4つのタイプがあり、生駒市の条例は「総合規定型」に属する。

自治基本条例がつくられるようになってきた背景には、人口減少、低成長時代の到来や地方分権の進展があり、「自分たちのまちづくりは、自分たちの責任で決めて行う」ということが求められ、市民一人ひとりがまちづくりの主体としてともに力を合わせていく(一般的に「協働」と言われる。)ことが必要になってきている。また、市民のニーズや価値観の多様化により、色々な地域の課題が発生してきており、これまでの法律や個別の条例だけでは、これらの課題を解決することが難しくなっている。そこでより多くの市民ニーズに的確に対応するためには、今以上に市民参画による合意形成を図るとともに、市政運営の基本的な原則や制度を条例という形でルール化する必要があるとの考えに基づき自治基本条例を制定されたものである。

生駒市における自治基本条例は、市民のみなさんに分かりやすく親しまれるよう、有識者、議員や各種団体の代表や公募市民と行政との協働で創り上げられた。その過程で広く市民の意見を聴くために、シンポジウム、タウンミーティング、アンケートなどを実施された。

自治基本条例ができると、市民・議会・行政が同じまちづくりの将来像や目標を持って、参画と協働をしてまちづくりを行うことができる。また、市民と行政のまちづくりの役割が明確になるので、市民自治活動が活発になる。さらに、行政運営の基本原則や市政への市民参加の仕組みなどが明らかになるので、計画的に体系的なまちづくりと透明性の高い行政運営が一層進められる。

生駒市自治基本条例には、生駒市のまちづくりの「最高規範」であることを明確にするとともに、5年を超えない期間ごとに条例の内容を検討し、

必要に応じて見直しをすることとされている、という特徴がある。

生駒市自治基本条例の主なポイントは、市民と議会、行政が各々の役割を自覚し、お互いを尊重し合い、情報共有に基づく参画と協働のまちづくりを進めることを基本にしているところである。

生駒市におけるまちづくりの基本原則

基本原則 1 情報の共有及び公開

基本原則 2 参画と協働の原則

基本原則 3 人権の尊重

生駒市自治基本条例における「市民」の定義は、「市内に住む全ての人」と定義されており、外国人、未成年者も含まれる。また、「市で働く人・学ぶ人・活動する人・事業者」も含めた形で規定されている。

行政の責務として、「市の情報を積極的かつ分かりやすく提供する」「市民からの要望、意見などに誠実に対応する」「健全な財政運営を行う」という規定が盛り込まれている。

生駒市自治基本条例の構成

全9章、54条の条文で構成されている。

目的・原則

前文

前文には、生駒市の歴史、市をとりまく現状、市民主体のまちづくりの必要性や理念、条例の最高規範性が書かれている。

第2回委員会での中川先生の講義のなかで、前文を重要視しているとの話があった。条例本文に自治体の独自性を見いだすことは難しいが、前文には独自性を盛り込むことが可能である。他団体の前文を参考にしながら、上牧町にはどんな前文が良いのかということイメージしながら、個々の条項を検討していくことも一つの方法であると考えている。

第1章 総則(第1条～第3条)

自治基本条例制定の目的及び「市民」、「市」、「執行機関」や条例におけるキーワードとなる「参画」、「協働」、「まちづくり」といった用語の定義、この条例の「最高規範性」に関する事項が規定されている。

第2章 基本原則(第4条～第6条)

「情報の共有及び公開」、「参画と協働」、「人権の尊重」のそれぞれの原則について規定されている。

役割・責務等

第3章 市民の権利と責務(第7条～第9条)

市民(20歳未満の青少年及び子どもを含む)のまちづくりへの参画の

権利と責務について規定されている。

第4章 議会及び議員の役割と責務等(第10条～第13条)

議会の役割と権限及び責務、議会の会議における討議の重要性と公開の原則、議会の自主性及び自立性に基づく市の施策の検討、調査等の会期外における活動に関する事項が規定されている。また、議会議員の責務についても規定されている。

第5章 市の役割と責務等(第14条～第17条)

協働のまちづくりにおける市の担うべき役割、市長、執行機関、市職員の責務について規定されている。

第6章 市政運営(第18条～第35条)

市民のまちづくりへの参画を促すための市の責務、総合計画等の策定に際しての市民の参画、市の市民への説明責任、市政に関する意志決定過程の情報の明確化、危機管理、行政評価、外部監査等の項目について規定されている。

市民参画、自治推進

第7章 市民参画、市民自治及び情報(第36条～第49条)

まちづくりに関する重要な条例の制定、改廃を行う場合における市民の参画又は意見聴取、審議会等委員の選任に関して、市民公募委員を設けること、市民自治の定義、市民自治に関する市民・自治体の役割、市民自治協議会、市民投票に関する事項が規定されている。また、市が有する情報が市民に十分に提供されなければならないこと、市と市民との情報共有のための仕組み及び体制の整備について規定されている。

第8章 他自治体との連携、協力等(第50条～第53条)

他自治体住民との連携、共通する地域課題の解決や効果的な行政運営のための近隣自治体との連携や広域的な連携の推進、国際交流及び他文化共生社会の視点にたったまちづくりの推進について規定されている。

条例の見直し

第9章 条例の見直し(第54条)

この条例は市の最高規範として位置づけられているため、前文や基本原則などは、ある程度恒久的なものであるが、条例施行の日から起算して5年を超えない期間ごとに、検討委員会を設置するなど、市民の意見を聴いたうえで条例の規定についての検討を行い、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講じることが規定されている。

以上のとおり、生駒市自治基本条例のおおまかな構成、個々の条文のポイ

ント、「義務」と「努力義務」との規定の仕方の違いを説明させてもらった。あくまでひとつの題材として生駒市自治基本条例について説明させてもらったものである。各条文の作成に際しての意図など、細かいところまでは分からず、十分に対応できないかも知れないが、意見・感想等があれば、少し時間を取りたいと考える。

小林委員 総合規定型の条例には、最高規範性が謳われているが、最高規範という概念がよく分からない。他の条例には優位するということは理解できるが、この最高規範性が何によって担保されるのか、あるいは裏付けられているのかということについて、おそらく自ら規定することで、自らを最高規範としているものであると理解している。一方で、法律と条例との関係において、地方自治法を例に挙げると、議会の会議を必要に応じて非公開とすることができるかと規定されているが、そのことに反することをこの基本条例で定めて良いのかという問題がある。地方自治について規定した憲法93条では、法律の範囲内でしか条例を定めることができないというしぼりがかけられている。このことに関してトラブル問題となっている例として、建築基準法では建てられないものを条例で建てられると規定する、またその逆のケースもあり、条例の有効性について裁判に発展している場合もあるようだ。基本条例も憲法93条による法律の範囲内で定めることとなるが、法律の範囲内ということはどう理解するのかということ念頭に置いておくことが必要であると考えます。

それと、条例のキーワードとなる「参画」について、言葉として又は理念としては理解できるが、具体的にどのように住民参画の機会を設けるのかということは簡単なことではない。そのような機会をどうつくっていくのかということ議論のなかでイメージしておくことが必要であると考えます。基本条例において、パブリックコメントも一つの参画の方法であるが、どのような方法を取り入れていくのかが課題となる。生駒市の条例の第43条では、自治会、NPO等の多様な主体で構成される「市民自治協議会」に重きを置いており、各種計画の策定及び政策形成に際して、その意思を可能な限り反映しなければならないとされている。市民自治協議会の意志を可能な限り反映させるということは、言い換えれば、ほぼそのまま採用するというに近いものとなるので、市民自治協議会に影響力のある者がいて、協議会をリードしてしまうということになった場合、協議会で決まったことが、必ずしも住民の意思が反映されていない場合も十分にあり得ることも考えておく必要がある。参画若しくは意志の反映の仕方を理念として書くことは容易であるが、実際にどうするのかということは、難し

いテーマであると思う。

柄沢委員 条例の個々の条文について、各委員から意見を言うということはいかがなものかと考える。

遠山委員 条例の事例研究ということで、私の一方的な話だけではなく、委員からも意見を言ってもらった方が、より伝わりやすいのではないかと考えるによるものである。

柄沢委員 個々の条項については、今後意見を出し合うという方向に進んでいくものであると考えるので、委員による条文に関する意見を聴くのは、今の段階ではないと考える。この段階で、委員がそれぞれに意見を言っていたら、前に進まず、收拾がつかなくなってしまうのではないかと考える。

藤村委員 各地でまちづくり基本条例が制定されているが、つくることが目的になってしまい、あまり機能していないような気がしている。つくった後はどうするのかということが、あまり議論されていない。特に今日の話のなかで、条例の条文はこれでいいが、運用のマニュアルがなければ動かないと思う。「箱」だけをつくるのではなく、その「箱」をどのように動かしていくのかということを決めたマニュアルがなければ、うまく機能しないものであると考える。上牧町にもパブリックコメントについて規定した条例があるが、意見を聴くことができると書いてあるだけで、聴いた意見をどのように反映するのかということが一言も書かれていない。聴いた意見を反映させるためにも、しっかりとしたマニュアルをつくっておくことが必要であると考え。また、上牧町の既にある条例とつくろうとしているまちづくり基本条例との関係において、既存のものを変えられない条例と基本条例に組み込んでもよい条例を整理しておくことが必要であると考え。既存の条例のなかには、昭和の時代に制定されたものも存在しているという事実もあるので、そのことも含めて条例を勉強しておくことが必要である。

遠山委員 前言撤回ではないが、生駒市の条例に対しての個々の意見を求めることは、ふさわしいことではないと考える。他の団体の条例を研究するということは、それを土台として条例への理解を深めるためということであって、その1回目として生駒市の条例を選んだものである。次回以降の委員会において、1つの条例だけでは不十分であると自分としては考えるので、前回に話のあった日吉津村の条例について研究を行うことがよいのではないかと

考える。次回以降における他団体の条例研究について、各委員の要望・意見を伺いたい。

藤村委員 他団体の条例研究については、今回生駒市の条例をもとに行ったことで、条例とはどんなものかということが、おおよそ分かったことと思う。他団体の条例について、それぞれの地域性の違いはあるが、本文の内容はそんなに変わるものではないので、他団体の条例研究については今回までとし、以降は上牧町における条例の検討に入っていけばよいと考える。

畑中委員 先に委員に配付してもらった平成19年7月からスタートし、3年経過している上牧町総合計画にも「住民の参画と協働」「情報の公開」など、今議論しているような内容も盛り込まれている。他団体の条例を見ても大同小異あるようなので、3年が経過したこの総合計画における達成状況等をこの委員会で検証し、そのことを踏まえながら条例の策定作業を行うということが必要かつ有効なことであると考える。

議長 以前の委員会において、上牧町総合計画を条例策定の議論に使うことを想定しているのかという問いかけに対し、個々に見てもらい、具体的な条項を検討していく際に参考にしてもらうために配付したもので、委員会で議論することは想定していないと回答し、承認されたものと理解している。

畑中委員 議事録を確認すると確かにそのように記載されているが、改めて総合計画を見て、基本条例が目指すものと同様の記載もあり、これをもとに委員会で検証、議論すること方向で、思い直してもらおうべく、あえて提案したものである。

東委員 私もこの総合計画をつくった際に委員として加わっていた。この総合計画が何を目的としているのかということ、地方自治法にも謳われているように、総合的な10年間の構想をまずつくり、それから基本計画、実施計画をつくっていった、そこに書かれているところにより近づけるための指針としてつくられたものであると理解している。それをこの委員会で全く使わないということではなく、そこに書かれていることで参考となる部分は取り入れていけばよいと思うが、それを直接学習するというのではなく、条例の部分をもっと精査していく方が、効果的・効率的であると考えている。

畑中委員 この委員会での総合計画の検証が必要であるとの考えの委員もあるという

ことを念頭においてもらって、この先の策定作業のなかで、私の提案を思い起こしてもらい、総合計画を見てもみようということがあれば幸いである。

東委員 私を含め議会のなかには、高い予算を使ってつくった現行の総合計画に対して不満をもっている議員も少なくない。基本条例を定めたうえで、もう一回みんなの手で、本当の基本構想を練ってつくり直すべきだと考える。現行の総合計画は、町民がつくったものではないと言っても過言ではない。専門の方により、きれいな言葉により書かれたもので、そこに書かれたことの全てが上牧町に合わないとは言わないが、我々住民が望んでいることとかけ離れた部分が非常に多いというように感じており、基本構想は夢物語で良いとする理事者(町)からの説明を受けて、それは地方自治法の趣旨とは違うと言ったが、聞き入れてもらえず、現在に至っている。総合計画の全てを否定するものではなく、条例に盛り込むことが望ましい事項があれば、みんなで出し合い、論議しあって盛り込んでいけばよいと考える。総合計画を主たる教材として取り組むのではなく、部分的に条例に合うような事項があれば、取り上げていけばよいと思っている。

山中委員 総合計画の素案については、アウトソーシングでつくられ、委員会での審議はたったの6回であり、当該審議は、素案を追認するだけのものであったと聞いている。また、その際の会議録について、その所在を担当課に確認すると、ないとのことであった。現行の総合計画の策定には、このような状況があったということを踏まえておく必要がある。「協働」、「情報共有」、「参画」といったキーワードについても、以前からその必要性が論じられ、総合計画のなかにも言葉きれいに盛り込まれている。それはそれとして、この委員会では、更に実効性のあるものとして、十分に議論を尽くして盛り込もうとしているものであると認識している。

東委員 今の委員の発言にあった会議録については、文書にされているかどうかは不明であるが、会議の様子は、録音されていたように思う。委員会のなかでの意見や議論の内容をまとめたものは、町長への答申書に網羅されているので、文書化された議事録がないのであれば、その答申書を見るのも一つの方法であると考えます。

山中委員 答申書はどのようにして手に入れればよいのか？

東委員 委員会から町長への答申なので、町の担当課において保管しているもので

あると考える。文書化した議事録がないのであれば、議事録ほどの詳しさはないかも知れないが、その答申書を見ても概略は知ることができるものであるとの考えによるものである。

木村委員 今、この委員会では、新しく条例をつくることについて議論しているが、その際の資料として総合計画は配付されたものであり、条例は、我々がつくっていくわけなので、これからのまちづくりをどうしていくのかということが大切であり、このことについての議論に若干時間をかけすぎであると思う。

藤村委員 総合計画というのは、町が20年、30年先にどういうところを目指すのかという大きな理念があり、ある意味それは夢物語であるのかも知れない。一方、マスタープランというのは、それに基づいて、10年ぐらいをどのようするのかということを決めたプランである。当該マスタープランの素案の段階において、パブリックコメントという形で意見が求められたが、意見を出したのは私一人だけだったと聞いている。意見を出した私がこのマスタープランを見て、すんなりと受け入れられるようなものではない。そういう位置づけだと思って、見てもらった方がよいと思う。今回のまちづくり条例を定めるにあたり、色々なところを議論をしていくなかで、マスタープランにはどう書いてあるのかというよりは、むしろ総合計画に戻って、将来の町をどうするんだという新たな具体的なプランをつくるべく、現行のマスタープランを完全に見直せばよいのではないかと考える。

議 長 他団体の条例研究について、生駒市の条例研究のみで良いのではという意見と、それとは別に、タイプ別比較表の中で、生駒市以外の条例を研究したいとか、住民参加特化型の条例を研究したいとする、意見があれば出してもらいたい。無いようであれば、条例研究は生駒市のみとし、次に進めたいと思う。

田島委員 総合規定型というのは、項目を殆ど全部網羅しているので、入り口としては大変良い選択だったと思う。特化型とどこが違うかというと、住民が参加するときに、具体的にどんな方策と執れば住民が積極的に参加できるかという具体的な方法が述べられている条項があるので、具体的な方法として、どんな方法を盛り込むことができるかということ参考にするときの助けになると思う。前回話をしたが、例えば、北海道・栗山町の議会基本条例は、議会特化型と言われており、議会はこうあるべきという理念のほ

かに、その理念を実現するために、第7条では、議会は町民の参加と連携を高める方策として、全議員出席のもと町民に対して説明責任を果たす報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させている。といった具体的な方法が述べられている条例があるので、今後、他の条例を研究する時は、より具体的な方策が述べられている条例をピックアップして、自分たちがどうすればこの理念を実現できるようになるかということの参考にすれば良いと思う。

山中委員 この資料（自治基本条例：概要）についての確認をしたい。この資料はオリジナルのものなのか、どこから引用したものなのか知りたい。

田島委員 この資料はそのまま引用したものではなく、インターネットでいろいろな資料を集めた。タイプ別に分けたが、名称がそれぞれ違うのと、いろいろなところから集めているので、どこから引用したというの表示できない。タイプ別一覧表で、箕面市、ニセコ町、旭川市についてはすでにあるものを持ってきた。生駒市、日吉津村、石狩市、宝塚市は、私自身が条例を見て○を付けた。

山中委員 この資料（自治基本条例：概要）があるので、大体分かるのではないかと。他の条例をいちいち読む必要はないと思うので、まず骨格づくりから始めてはどうか。とりあえずこの表（資料）を利用して、骨格をつくっていき、もしもその中で、骨格についての修正や追加、削除があれば、またそのプロセスで考えていけば良い、条文についての骨格さえ決まれば、グループ分けもできるので、そこで具体的な問題を出して、それを全体会に時々挟み込み、2・3回やっては全体会という格好でやっていけば良いと考える。

藤村委員 基本的に確認しておきたい。先ほどから住民参加や住民参画といった言葉が出ているが、私たちがつくる条例は、できれば住民参画という形に統一してもらいたいと思う。私はこれまで公共事業の仕事を多くやってきたが、住民参加という形でいろんな事が議論されてきた。住民参加というのは、非常に言葉は良いが、住民は自分の意見を言いつばなしで、好きなことを言っている。これを受けた行政あるいは事業者は、全部聞き入れられないので、ガス抜きに使われてしまう。これでは本当に良いものはできないと思う。参画とは、自分も一緒になってつくる。参加をして企画を練るといったことも含め、自分の発言に対しても、必ず責任を持ってもらうということと、それには多少の負担も生じることを覚悟し、臨んでももらいたい

ので、参画という言葉を使ってもらいたいと考えている。

足立委員 以前の委員会の時に高取町のことが出ていましたが、もう一度教えていただきたい。

三浦委員 町おこしと町づくりの違いで、高取町は、町おこしという点であげたが、上牧町で今やっていることは、町づくりである。高取町のやっている行事は、観光などで皆さんが協働して、収益をあげて町が良くなっていて、募金活動などを全体でやることは、立派に良くやられていることを述べたつもりである。

小林委員 先ほど出た参画で統一するという発言で、基本的には賛成であるが、ただすべてが参画でいいのか、まだ議論もされていないので、参加で良いものもあり、今決める必要はなく今後の議論の中で決めていけばよいと考える。

議 長 これまで出てきた意見の中で、もう少し他の条例を研究をしいたという意見、上牧町の骨格づくりをしていく中で、グループ分けに入っていきたいという意見もあったが、どのようにしていくのかを委員に諮りたい。

田島委員 先ほど具体的な方策を勉強するには他条例と言ったが、基本的な骨格を定めたいうえで、更に実現の可能性を高めるために肉付けをする段階で細かい事例を参考にしたら良いだけなので、私自身は骨格づくりから始めて良いと思う。

議 長 今の話について、イメージ的には、まず骨格づくりをしていく中で、個々にグループづくりをしていく、そのグループづくりの中で、議会のところであつたら議会に特化した条例をピックアップしながら、その中で煮詰めていってより詳しいものにしていく、そういった形で進めていく方法で次回から進めていきたいと思う。

木村委員 私も賛成である。小さく分けて、各グループで検討していく中で、それを委員会で求めていく格好であると理解している。ひとつ提案であるが、その委員会の中に、委員以外に町の事務職でよく分かっている方に参加してもらい、町民の意見としてひとつのものを出していくということによって頭から段々と潰していけば、何回かには良い案がつかれるのではないかとと思う。

山中委員 少し先の話になるが、条例の骨格について、田島委員から提供のあった資料はとても役に立つが、骨格としては修正が必要であると思っている。例えば、「住民」、「行政」、「議会」という区分の仕方は良いが、「情報公開」という項目をがひとつにまとめて独立させるのではなく、総則における「目的」、「定義」、「最高規範」に続き、基本原則になかの一つの原則として規定すべきものであると考える。このことも含めて条例の全般的な骨格に関しては、委員にいろんな角度から意見を出してもらい、議論する必要があると考える。また、骨格が決まってから、部会にそれぞれ割り振っていくこととし、部会と全体会を交錯させるという形で運営していくということが望ましいと考える。

議 長 委員から提供のあった資料は、あくまで条例の類型を理解するための資料として委員の厚意で提供してもらったものであり、条例の骨格のたたき台とするものではない。条例の骨格については、今後、委員会で議論しながら定めていくことになると考えている。

他団体の条例研究については、今日で終了し、次回の委員会においては、上牧町の条例を具体的につくっていくなかでの条例の骨格づくりとそれに伴うグループ(部会)分けについて議論していきたいと考える。

山中委員 添付している自治基本条例モデル構造図の資料は、何の資料か教えてほしい。

議 長 自治基本条例モデル構造図の資料については、参考資料として事務局の方で作成してもらった。イメージとしては、次回、上牧版(モデル構造図)を作っていく作業が始まっていくので、次回も引き続き資料を持参してもらいたい。よって今日はこの資料の説明はしない。

山中委員 事務局の方で作られた資料であるが、まず1枚目は何の資料か。

議 長 この資料は次回以降に使用するもので、今日は説明しないつもりである。

山中委員 せっかくもらったものなので、家に帰って拝見するので教えてほしい。例えば、神奈川県のアじさいの町とはどこの市町村であるのか。

山中委員 個別的に聞くのではなく、みんなの情報共有という点では、この場で説明してほしい。何でも個別的にやるのではなく、こういったことは情報の共

有になるのではないか。

事務局 この分（あじさいの町）については、たまたまインターネットで掲載されていたので、団体の名前が分からない。

小林委員 田島委員にお願いであるが、先ほどの特化型で、例えば旭川市の条例について、住民参加などの方法について具体的に決めて、条例に入れている市町村があるという話があったが、資料や情報を持っているようであれば教えてほしい。また、今回の資料のように事務局の方に渡し、配布してほしい。

田島委員 もし配布するのであれば、石狩市市民の声を生かす条例（住民参加型）と夕張郡栗山町の議会基本条例の資料を配布すれば、具体案として参考になると考える。

小林委員 参画や参加は理念先行で、理念が書かれているだけで、具体的な手段・方法が盛り込まれていないものが多く、それが基本パターンになっているのではないか。具体的にどんな手段・方法があるのか関心があるので、参考になる資料をお願いしたい。事務局は、資料をもらいコピーして配布してほしい。

事務局 了解する。

田島委員 パブリックコメント系については、藤村委員が詳しいので後で聞いてはどうか。

議 長 田島委員からの提供資料は事前配布か、当日配布か。いずれにしても次回は自治基本条例モデル構造図を持参してほしい。

次の議題で、一昨日になるが、山中委員の方から委員長宛に「議題の提案及び提言についての要請」という文書を受けた。これ以外にも他の委員からも議事に対する提言や要望ということで、個別に文書等をもらっていた事実もあったが、個々のものについては委員会外ということで、正副委員長や事務局の方で対応していた。今回の山中委員のものについては、委員全員にこの資料を配布してほしいという記載があるので、委員に資料を配布している。内容については少し時間を設けるので、一通り読んでもらい、その後、正副委員長ならびに事務局の方で、この要望に対する見解をまと

めたので報告し、委員の意見を聞きたいと思う。この委員会は公開という観点から、傍聴者の方にも資料を配布してほしいと思う。

議長 時間の関係上、要請書の内容を確認はここまでとして、山中委員の方からこの要請の趣旨などを説明してもらいたい。

山中委員 時間を節約するためにわざわざ文書化したものなので、追加、修正の箇所のみ説明をさせてもらいたい。

1については、「委員長・副委員長としての発言」を「委員長・副委員長すなわち議長・副議長としての発言」と読み替えてもらいたい。「これまでの議事録については、修正一覧を作れば……」という記載については、「委員長・副委員長」を「議長・副議長・委員」というように峻別したらよいということを追加してもらいたい。

2の1行目の「委員長・副委員長」を「会議において委員長・副委員長すなわち議長・副議長」に、同7行目の「当委員会における委員長・副委員長」を「当委員会の会議における委員長・副委員長すなわち議長・副議長」にそれぞれ読み替えてもらいたい。

3の議員についての記載3行目の「ウォッチングしていただきたい。」の後に「傍聴者が増えることは、議員に対して緊張感をもたらす効果もあります。」という一文を加えてもらいたい。

1について一言でまとめれば、議長・副議長の役割と委員としての発言をきちんと区別すべきであるということである。委員長・副委員長の発言であっても、委員としての意見＝私見については、委員と表示すべきである趣旨である。また、「委員長・副委員長」という表示ではなく、当委員会の設置要綱に基づき、「議長・副議長」と表示すべきであるとも考える。

議長 この要請書について、本日の委員会開始前に正副委員長、事務局で協議をした内容を報告させてもらう。

1については、以前に私が「委員応募の動機」を述べた際、議事録には「委員長」となっているが、「委員」としての発言なので、できれば訂正してもらいたいという依頼によるものものかと考える。もし、そうであれば、次回からそのようにしたいと考える。

議長としては、中立的な立場で議事進行にあたってきたつもりである。

小林委員 私の発言についても「副委員長」と表示されているが、あくまで委員としての発言であると認識している。最初に議事録の作り方について議論し

た際には、委員長・副委員長の発言はそれぞれ委員長・副委員長と、委員の発言は委員と統一することに決まった経緯がある。そのことに基づいて議事録は作成されているものであるが、当該表示の仕方を変えた方が良いという意見には、私も賛成である。また、この際委員が自らの発言に責任を持つという観点から、単に委員ではなく〇〇委員というように表示を変えることを提案したい。

柄沢委員 私も議事録を見て、違和感を抱いていた。今回の山中委員からの提案を聞いて、私の他にも同じような違和感を感じていた委員があったのだと思った。この提案に関しては、発言した委員の名前を出すことも含めて、全面的に賛成させてもらいたい。

三浦委員 議事録に名前を記載するとなれば、発言が慎重になり、忌憚のない意見が出なくなる可能性がある。以前の議事録に、片岡台3丁目には、世帯数を勘案して複数冊数の議事録を設置するという記載があったが、世帯数は、1, 580世帯あるが、極めて低い自治会加入率である、言い換えれば、協調性のない地区に複数冊数をおくことについては疑問であり、他の自治会からのクレームも想定されるので、委員の発言には、責任を持つことが必要となり、そのことで委員の発言が慎重になってしまうことが危惧される。

議長 今までの委員意見を踏まえて、議事録における発言者の表示について、私の発言が議長としてのものか、委員としてのものかを区別して表示することに決定し、委員の発言については、名前を出すということについては、委員の決を採りたいと考える。名前を出す(表示する)ことに賛成の委員の挙手を求める。

－【挙手多数】－

議事録に発言した委員の名前を出すことに決定する。

2について、委員長・副委員長がリーダーシップを発揮し、その主導の下にことが運ばれていくやり方は、(中略)当委員会には馴染まないということについて、あくまで正副委員長並びに事務局の意見であるが、意見が合意に達するまでは、時間がかかっても、あらゆる角度から検討すべきことは大事あるとは思いますが、しかしながらある程度の段階で物事を決めていくことも大事であると考えている。設置要綱にも委員長は会務を総理するということもあるので、委員会のなかで決を採ることを決断することも必要であると考えている。

井尻委員 私としては、今までのやり方に特段の違和感を持つということもなかった
ので、これまでどおりのやり方を継続してもらっても、問題ないと考える。

山中委員 2については、会議において委員長・副委員長すなわち議長・副議長と読
み替えてもらうように申し上げた。これはあくまでも会議にかかること
であり、会務を総括する方法については、他のやり方もあるかも知れないが、
それについては今のところはふれていないので、今後やっていくプロセス
を見ながら取り組んでいけばよいことであると考え。決の取ることにつ
いても、早期に意見の合意が成立しない場合は、一時保留とか暫定的なも
のにして、成熟の時間を待つのも一法であることを頭の片隅に置いてもら
いたいと考える。また、決を採るにしても、賛成・反対の意見を十分に出
し切ってから行うことがよいと考える。次に委員会の広報の仕方について、
事務局と協議し、委員会に諮られたことであると思うが、事務局の意見と
いうのは、我々委員にとっては、町の実態を知る非常に良いチャンスなの
で、決まったことだけではなく、決定するに至った経緯ややりとりの詳細
についても報告してもらいたいと考える。このことに限らず、この委員会
に関連する町の現実については、事務局を通じて積極的に出してもらいた
いと思っている。

小林委員 2についてのポイントは、意見が合意に達するまでは、時間がかかっても
あらゆる角度から検討すべきということ、「時間無制限」というように
解釈したが、今の話を聞いて安心した。ある程度の議論は尽くしたうえで、
議長が決をとるべきであると判断され、委員に諮って、可とされる場合は、
決により決定していかないと、前に進まないものであると考える。
話は戻るが、1について修正一覧を作る旨の記載があるが、大変な作業に
なると思うが、そこまでしなければならぬのかとの思いを持っている。

山中委員 委員長を議長に、副委員長を副議長に変更し、当該議長・副議長の発言に
ついて、委員としての発言であれば、委員に変更するという指示を事務局
に伝え、修正一覧を作成すればよいと考える。

木村委員 修正一覧を作成することは、不要であると考え。事務局の方はこの委員
会の庶務以外にも沢山の仕事があるので、今までの委員会の議事録を遡っ
て修正する必要はなく、委員が持っている議事録を各自で読み替えていけ
ばよいと思う。これからは、山中委員の提案のとおり議長・副議長・委
員としての発言を区分し、議事録を作成すればよいと考える。

山中委員 事務局に修正作業をしてもらうのではなく、議長と副議長からそれぞれの発言のうち、この部分は委員としての発言であるということを書いて、事務局に渡すだけですむものであると考える。

柄沢委員 我々委員にとって、修正を作成する必要はないが、将来的に議事録を保管するということになった時には、議長としての意見と委員としての意見とは、明確にしておくべきであると考え。前回までの議事録によれば、副委員長の発言については、ほとんどが委員としての発言であると思われるので、それぞれが確認を行えば、さほどの労力は必要ないと考え。議事録を一つのものとして最終的に残すということからも、直ちに訂正を求めるものでないが、きちんと区分しておくことは必要であると思う。

議長 修正一覧を作成するのではなく、私の発言のうち、議長としての発言と委員としての区別した結果を事務局に報告させてもらい、修正してもらうことにしたいと考える。

要請書の3に書かれていている議事録の配付場所については、前回の議事で配付場所の拡充を決定したので、まずはそのことを実行し、その流れを見てからの議論としたい。実際に行われていない現段階において、このことを議論するという事は、議論の蒸し返しになってしまうのではないかと考える。

山中委員 この要請は、前回に決まった配付場所をさらに拡大する方向で修正をしてもらいたいという趣旨である。議事録を公民館に実際に置くことができるのは5月の自治連合会の会議の後となるが、役場各課への配付については、庁内での協議を経て、早期に実行できものであり、行政職員に議事録を見てもらい、意識を高めてもらうという意味は大きいものがあると考え。

議長 山中委員の意見はよく分かるが、前回の委員会で決を採って決定したものであるため、当該決定に基づき配付・閲覧を実行し、その状況を踏まえたいうえで、配付場所の追加についての議論を行うこととし、今回は不問とする。

山中委員 その議論は、議事録の公民館への設置に係る自治会長の承認が得られ、実際に設置してからの5月以降になると解釈してよいのか？

議長 そういうことになる。

小林委員 議事録の公民館への設置については、数回にわたりテーマとして議論を重ねて決めたわけであり、それをまた今すぐに、実行もされていない段階で、さらに拡大することを議論するのは、時間がもったいないと思うので、議長の意見に賛成である。

議長 このことについては、前回決めたことをまずは、実行していくということとする。

続いて、4についての公民館への議事録の設置に対する効果判定について、議事録に閲覧年月日、性別年齢をフェースシートとして添付することは、結構なことであると考えますが、意見募集を行うことは、自治会長に依頼して議事録を置いてもらっていることを勘案すれば、当該出された意見の管理を自治会長等にしてもらうことはできないのではないかと考える。

山中委員 毎月、議事録の公民館への配付は、事務局が対応することをイメージしているのですが、その際にフェースシートを回収すればよいのではないかと思います。このことは、急ぐ話ではなく、今日も時間が限られているので、次回以降に検討することを提案したい。

小林委員 正副委員長と事務局との議論のなかでは、公民館は毎日開いているわけではないことから、事務局が議事録を届ける先は公民館ではなく、設置の了解が得られた自治会長宅になる。従って、フェースシートに意見が書かれていた場合、それを確認に行くのは、事務局ではなく、自治会長が自宅に届いた新しい議事録を入れに行く際に確認されるということになる。そこで、フェースシートに記載があれば、自治会長により回収され、事務局に届けてもらうことになる。このことは、自治会長に負荷をかけることになるので、難しいと思っている。また、条例の策定段階における町民の意見聴取の必要性は十分に認識しているが、毎月の議事録に関する意見を募るということはしなくても、タウンミーティングやパブリックコメントなど機会を設けて意見を求めればよいと考える。

三浦委員 これまでの議事録を各自治会長に1部ずつ渡してもらい、委員会設置の趣旨や今までの取り組みを事前に知ってもらうことが必要であると考えます。それをしないで、いきなり公民館に置いてほしいとの依頼をしても、置いてはもらえないと思う。置くことを承認する自治会と承認できない自治会が存在することになれば、自治会連合会としても好ましくないと考えるので、全会一致で置くことを納得してもらうためにも、事前の自治会長への

議事録の配付は必要であるとする。委員会の趣旨や今までの経緯を知らされず単に置いてくださいという依頼だけでは、対応しかねる。

田島委員 この基本条例の策定というのは、上牧町のまちづくりに住民全員が参画していこうという試みなので、自治会の会員全員が住民であるということは、条例が作り上げられていく過程を知る権利を有するものであり、公民館に議事録を置くか置かないかということを自治会員に諮らずに、自治会長の独断で決めてよいものかということをおもった。

西田委員 三浦委員からは、各自治会長に今までのプロセスを知らせないままに、依頼をするのはおかしいとの意見が出されたが、知らないこと自体が怖いと思う。一人でも多くの住民に知ってもらうことで興味を持ってもらうための一つの手段として、公民館に議事録を置くという意見が出たものと私は理解している。公民館に置くこと自体がどうして駄目なのか、断られる自治会長がおられるということが非常に不思議である。

三浦委員 各自治会長の全員に議事録を置くことを了承してもらえることが望ましいが、意見が分かれた時のことを危惧するので、自治会長の認識が高めるためにも、今までの議事録の写しを事前に自治会長に配付してもらいたい。

東委員 公民館に設置した議事録を自治会長に対してしっかりと管理・保管をしてもらうというものでもなく、ただ公民館に置いて、興味のある方は読んでくださいというスタンスで、読んでもらえる方が増えたらありがたいということで設置するわけである。また、自治会長の承認を得て設置するというよりは、施設は上牧町のもので、指定管理をされているだけなので、置かせて欲しいという一言のことわりで済む話であるとする。自治会長から議事録を事前に目を通したいとの要望があった場合については、自治会員への啓発をしてもらえる形が取れるのであれば、事務局の方で対応してもらいたいとする。

小谷委員 プレステアーバン西大和には公民館がないので、施設内に設置してもらうように提案させてもらったが、この議事録というのは、各種健診等のポスターの掲示と同様のものであるという認識が念頭にあった。自治会の方でそれを危惧されるというのは、大仰に考えられ過ぎていると思う。だから、もう少し簡単に考えてもらい、ただ置いてもらうという方向で考えてもらえばよいとする。

井尻委員 公民館に議事録を置くということは、情報公開のチャンスを増やすという意味では、その通りだと思うが、地区ごとに公民館の活用にはばらつきがあり、私の地区の公民館の場合においては、使用する時しか開いておらず、普段は閉まっているというのが現状であり、住民が議事録を目にする機会は、かなり限定されてしまうということから言えば、置いたからといって、意図しているみんなに知らせる手段としての公民館への設置については、疑問を感じている。

議 長 前回の議事で公民館に議事録を設置するということを決定したので、それについて疑問を感じるという意見は、避けてもらいたい。

柄沢委員 既に4月号広報で地区の公民館やホームページで見ることができるということを掲載する予定なので、今の段階において公民館への設置をしないということになれば、訂正の広報が必要となる。また、議事録を公民館に設置することは、住民にとって益になることであるし、公民館は指定管理ではあるが、町のものであり、この委員会も町の委員会であるので、自治会長に世話をかけない形で、置くことができるということは、ごく当然のことであると考えている。

議 長 議事録を公民館に設置することは決定していることなので、事務局から自治会長に依頼してもらうこととする。要請書の4にフェースシートについては、決定した内容で実行し、その状況を見ながら追って議論していきたいと考える。

閉 会 委員長の閉会宣言により会議終了(午後4時20分)。

※ 次回(第7回)委員会は、4月21日(木)午後2時から、次々回(第8回)委員会は、5月19日(木)午前10時から、それぞれ役場 3階 委員会室で開催する。